一般廃棄物収集運搬業

廃家電品限定許可申請の手引書

この手引書は、一般廃棄物収集運搬業の廃家電品限定許可申請の手続きについてまとめたものです。
許可申請の際は、最新版の手引書を使用してください。
なお、この手引書の構成は、次のとおりとなっています。

本　編　　許可申請の手続き
…　一般廃棄物処理業許可申請（廃家電品限定）の手続きについて、説明しています。

資料編　　様式及び記載例
…　許可申請の際に必要となる、様式の記載例を掲載しています。

さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

令和６年１１月作成

※１　この手引書で使用している用語の意義は、次のとおりです。

＊　特定家庭用機器一般廃棄物

家電リサイクル法で規定された特定家庭用機器（ユニット形エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機）が一般廃棄物になったもののことです。

＊　廃家電品限定許可申請

他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を家電リサイクル法で規定する製造業者等の指定引取場所へ搬入することのみを目的とした、一般廃棄物収集運搬業の許可申請のことです。

※２　この手引書では、法令等の名称を次のように表記しています。

＊　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）　→　法
＊　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）　→　政令
＊　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
→　環境省令
＊　特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）　→　家電リサイクル法
＊　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 13 年条例第 195 号）
→　条例
＊　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成 13 年規則第 142 号）
→　規則
＊　さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱（平成 17 年環境経済局長決裁）
→　要綱

― 目　次 ―

本　編　　許可申請の手続き

Ⅰ　一般廃棄物収集運搬業の許可申請について
　１　申請の受付け等……　１
　２　審査手数料……　１
　３　申請場所等……　１
　４　審査方法等……　２
　５　審査結果の通知等……　２
　６　許可期間等……　２

Ⅱ　一般廃棄物収集運搬業の許可基準について
　１　許可基準……　３
　２　一般廃棄物収集運搬車両の基準……　４
　３　欠格要件……　５

Ⅲ　一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る提出書類について
　１　提出書類一覧……　７
　２　申請の際の注意事項等……　８
　３　申請書類の解説……　９

資料編　　様式の記載例

本　　編

許 可 申 請 の 手 続 き

Ⅰ　一般廃棄物収集運搬業の許可申請について

１　申請の受付け等

⑴　申請区分

許可申請区分	根拠	内容
更新許可申請	法第７条第２項	一般廃棄物収集運搬業（廃家電品限定許可申請） 運搬先：さいたま市内のメーカー指定引取場所 ①森田運送株式会社　首都圏営業所 さいたま市桜区上大久保１０１２ ②日通埼玉運輸株式会社　岩槻取扱所 さいたま市岩槻区上野５－２－１９ ③ＳＢＳ即配サービス株式会社　岩槻デポ さいたま市見沼区深作２－２６－１

⑵　申請の受付は、**事前の予約制で行います**ので、必ず電話で予約してください。

ア　申請受付期間等

受付期間	許可期限満了日の２ヶ月前からその５日前まで　※１ （行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日等）を除く。）			
受付時間	９時００分～	１０時３０分～	１３時３０分～	１５時００分～

※１　例）3 月 31 日許可期限の場合:2 月 1 日～3 月 24 日（2 月 1 日が休日の場合は直後の開庁日、3 月 24 日が休日の場合は直前の開庁日）

※２　１５時００分～は審査手数料の納付窓口が１６時００分までになることから、それまでに審査が終わらない場合、受理できません。１回目の窓口審査の場合はできるだけ選択しないようにお願いします。

申請期限が近づくと窓口が混み合うことが予想されます。早めの申請をお願いします。

イ　予約申込

・申 込 先　　廃棄物対策課　048-829-1335

・予約開始　　受付開始日の２週間前から

２　審査手数料

⑴　審査手数料額

許可申請区分	手数料額
更新許可申請	4,000 円

⑵　納付方法　　申請書受理時に発行する納入通知書により納付していただきます。

⑶　納付場所　　埼玉りそな銀行派出所（さいたま市役所本庁舎１階）

※　審査手数料は、申請に対する審査に係る手数料ですので、不許可となった場合でも返還できません。

３　申請場所等

⑴　廃棄物対策課窓口（さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　市役所本庁舎）

⑵　審査担当

担当グループ	電話番号
事業系ごみ係	048-829-1335

※　郵送での受け付けはしません。

４　審査方法等

申請の内容が、本市の許可要件に適合しているか、申請書類により審査を行います。

※　書類に不備がある場合は、受理できません。
※　申請時には、事業概要等について確認しますので、必ず業務内容に精通した方が来庁してください。

５　審査結果の通知等

⑴　審査結果の通知　　廃棄物対策課から電話でお知らせします。

⑵　交付書類
ア　許可処分の場合　　許可決定通知書（指令書）、許可証
イ　不許可処分の場合　　不許可決定通知書（指令書）

⑶　許可証等の交付
許可証等は廃棄物対策課窓口で交付しますので、来庁時には、次のものを持参してください。
ア　受領者本人の印鑑及び名刺
イ　交付済みの許可証の原本（更新許可申請の場合に限る。）

６　許可期間等

⑴　有効期間
現在の許可の有効期限日の翌日から２年間

※　一般廃棄物処理業許可の有効期間は２年間で、その後は、許可の更新を受けなければ、期間の経過により許可が失効します。

⑵　更新許可申請における従前の許可の有効期間
更新許可申請を行った場合で、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する許可又は不許可の処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間満了後もその処分がされるまでの間は、引続き有効となります。
なお、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算することになります。

Ⅱ　一般廃棄物収集運搬業の許可基準について

1　許可基準

本市の一般廃棄物収集運搬業（廃家電品限定許可申請）の許可基準は、次のとおりです。

	許可の要件	根拠規定
1	○　市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法 第７条第５項第１号
2	○　その申請の内容が市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法 第７条第５項第２号
3	○　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。	法 第７条第５項第３号
	⑴　施設に係る基準	
	ア　一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。	環境省令 第２条の２第１号イ
	◎　政令第３条で定める一般廃棄物処理基準を満たすために必要な人員、車両、設備、器材及びその他の施設を有する（所有権又は使用権原を有する）者で、事業を的確に遂行することができる者であること。	要綱第５条第３号
	◎　収集運搬車両が、本市の一般廃棄物収集運搬車両の基準※1を満たしているものであること。	要綱第５条第４号
	◎　収集運搬車両の保管場所が、次のいずれにも該当するものであること。 ・　汚水の流出、悪臭の発生等のおそれのないもの。 ・　保有する収集運搬車両の台数に適した広さを有すること。 ・　生活環境の保全上支障を生ずる施設ではないこと。	要綱第５条第５号
	⑵　申請者の能力に係る基準	
	ア　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。	環境省令 第２条の２第２号イ
	イ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	環境省令 第２条の２第２号ロ
4	○　申請者が、法第７条第５項第４号の規定に掲げる欠格要件※2に該当しないこと。	法 第７条第５項第４号
5	○　申請者が、自ら業務を実施する者であること。	要綱第５条第２号

※１　一般廃棄物収集運搬車両の基準の内容については、４ページで詳細を確認してください。
※２　欠格要件の内容については、５～６ページで詳細を確認してください。

２　一般廃棄物収集運搬車両の基準

本市では、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けて当該業務に使用する収集運搬車両の基準（以下「車両基準」という。）を次のとおりとしています。

なお、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可基準及び許可条件では、収集運搬車両はこの車両基準に適合していなければなりません。

一般廃棄物収集運搬車両の基準の内容	
1	○　収集運搬車両が、政令第３条第１号ハに掲げる基準（一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。）に適合していること。
2	○　自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第５８条第１項の自動車検査証をいう。以下、同じ。）に記載されている所有者又は使用者の氏名又は名称が申請者であること。

３　欠格要件

法第７条第５項第４号に掲げる欠格事項については、次のとおりです。

条項	欠格事項の内容
イ	○　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として環境省令で定めるもの
ロ	○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ	○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
ニ	○　以下の法令等により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分に対する違反 ・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に対する違反 ・　刑法第 204 条（傷害罪）、第 206 条（現場助勢罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の 3（凶器準備集合及び結集罪）、第 222 条（脅迫罪）若しくは 247 条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪
ホ	○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者 （当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員※1であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）
ヘ	○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの
ト	○　同号ホに規定する期間内に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、同号ホの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員※1若しくは政令で定める使用人※2であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人※2であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの
チ	○　その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
リ	○　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでのいずれかに該当するもの
ヌ	○　法人でその役員※1又は政令で定める使用人※2のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル	○　個人で政令で定める使用人※2のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

法では、一般廃棄物収集運搬業の許可に際して、欠格事項に該当しないことをその要件としているほか、許可を取得した者が欠格事項に該当した場合には、その許可を取り消す行政処分を必ず行います。

対象者には、申請者のほか、法定代理人、役員※1及び政令で定める使用人※2も含まれます。

※１　役員について

役員とは、次に掲げるものをいう。（法第７条第５項第４号ニ）

①　業務を執行する社員
持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）の業務を執行する社員をいう。

②　取締役

③　執行役

④　業務を執行する社員、取締役、執行役に準ずる者
株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。

⑤　法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者
相談役、顧問といった名称を有する者及び一定比率（発行済株式総数の１００分の５）以上の株式を保有する株主又は一定比率（出資の額の１００分の５）以上の出資をしている者等が該当する。

【注意】

・外国籍の役員については、市町村長が発行する身分証明書の提出は不要です。

・一定比率（１００分の５以上）の株主を保有する者または、出資している者に法人が該当する場合、提出書類２『欠格要件に該当しない者である旨の申出書』に該当法人について記載する必要はありません。その場合は当該法人すべての『登記事項証明書（履歴事項全部証明書)』を提出してください。

※２　政令で定める使用人について

政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいう。（政令第４条の７）

②　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

②　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

Ⅲ　一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る提出書類について

1　提出書類一覧

『頁』　　：表の左欄の頁数は、本手引書の「資料編　様式の記載例」のページ数です。
『区分』　：提出区分　〇印⇒提出が必要です。△印⇒該当する場合のみ提出が必要です。

頁	提出書類	備考	区分
申請者について確認する書類			
1	一般廃棄物処理業許可申請書	【規則様式第 14 号】	○
―	●　住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）	申請者が個人の場合に限る。	△
	●　定款又は寄附行為 ●　法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ●　直前事業年度の確定申告書の別表２の写し（同族会社の判定に関する明細書）又は株主名簿	申請者が法人の場合に限る。 確定申告書の別表２で株主又は出資者が確認できない場合は、株主又は出資者を証明できるものを提出すること。	△
2	主たる事務所の案内図及び配置図	《所定様式》	○
申請者等が欠格要件に該当していないことを確認する書類			
3	欠格要件に該当しない者である旨の申出書	【要綱様式第１号】	○
―	●　住民票の写し（本籍地の記載のあるもの） 【対象者】 申請者、役員（監査役、５％以上の株式保有者又は出資者等を含む。）、政令使用人、法定代理人	５～６ページで欠格要件の内容及びその対象者を確認すること。 法人の株主については履歴事項全部証明書を添付すること。	○
当該申請事業の概要等を確認する書類			
4	事業計画書	【要綱様式第３号】	○
当該申請事業で使用する施設（収集運搬車両を含む。）の状況を確認する書類			
5	事業の用に供する施設一覧	【要綱様式第５号】	○
	◎　収集運搬車両の保管場所		
6	車両保管場所の案内図、配置図及び写真	《所定様式》	○
	◎　収集運搬車両		
7	一般廃棄物収集運搬車両一覧	【要綱様式第６号】	○
8	一般廃棄物収集運搬車両の写真	《所定様式》	○
―	●　車検証の写し	申請日現在で有効なものであること。所有者又は使用者が申請者であること。	○
	●　粒子状物質減少装置装着証明書の写し　※１	規制対象車両の場合に限る。	△
廃棄物処理業の許可状況等を確認する書類			
―	●　排出元市町村等の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し	本件申請に係る特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町村等のもの	○

㊟　審査にあたり必要がある場合は、上記以外の書類の提出を求める場合があります。職員の指示に従ってください。
㊟　※印のあるものは、９ページで解説しています。

２　申請の際の注意事項等

⑴　記載時等の注意事項

＊　様式が指定されているもの（表中に●印のないもの）は、所定様式を使用すること。

＊　提出が必要となる様式は、該当がない場合でも「該当なし」と記載し、必ず提出すること。

＊　用紙が２枚以上にわたる場合は、コピーして使用すること。

＊　公的機関等が発行する証明書は、申請日以前３ヶ月以内に発行された原本を添付するものとし、証明書がＡ４サイズより小さい場合は、Ａ４用紙に貼付して提出すること。

＊　添付写真は、概ねたて８㎝×よこ１２㎝ 以上のサイズで、申請日以前３ヶ月以内に撮影されたもの（デジタルカメラで撮影したものでも可。）とし、Ａ４用紙に貼付して提出すること。

＊　ボールペン等で記入すること。（鉛筆書きは不可。）

㊟　申請内容によっては、記載した以外の書類の追加提出を指示することがあります。

⑵　提出時の注意事項

＊　記入漏れ、添付書類の不足などがないよう再度確認すること。
（申請書類に不備のない状態での受理とさせていただきます。）

＊　申請書及び添付書類は、７ページの提出書類一覧の順に揃えること。

＊　申請書及び添付書類には、穴あけ、紐綴じ及びホチキス留めはしないこと。

＊　事業内容の確認等をすることがあるので、申請内容に精通した者が持参すること。

＊　認印を持参すること。（記載事項の訂正をお願いすることがあります。）

＊　審査手数料を持参すること。（審査手数料は、申請書受理後に納付していただきます。）

⑶　提出部数等について

＊　提出部数は正副各１部です。

＊　副本は一式コピーで可とし、受付後申請者に返却します。

３　申請書類の解説

※１　粒子状物質減少装置装着証明書について

①　運行規制制度の概要

平成１５年１０月１日から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の条例に基づくディーゼル車の運行規制が実施されています。

- 粒子状物質（ＰＭ）排出基準を満たさないディーゼル車は、１都３県の地域で運行禁止
- ただし、規制対象車両も初度登録から７年間は適用を猶予
- 平成１８年４月１日から、埼玉県及び東京都では規制基準を強化

②　運行規制対象車両

九都県市あおぞらネットワークのホームページ（http://www.9taiki.jp/）又は九都県市首脳会議で発行しているパンフレット等で確認してください。

③　運行規制対象車両に係る提出書類

粒子状物質（ＰＭ）減少装置を装着しなければ、排出基準に適合させることができない車両については、粒子状物質（ＰＭ）減少装置装着証明書の写しを提出してください。

資　料　編

様 式 の 記 載 例

◎　廃家電品限定許可申請の様式

１	一般廃棄物処理業許可申請書	【規則様式第１４号】
２	主たる事務所の案内図及び配置図	《所定様式》
３	欠格要件に該当しない者である旨の申出書	【要綱様式第１号】
４	事業計画書	【要綱様式第３号】
５	事業の用に供する施設一覧	【要綱様式第５号】
６	車両保管場所の案内図及び配置図	《所定様式》
７	一般廃棄物収集運搬車両一覧	【要綱様式第６号】
８	一般廃棄物収集運搬車両の写真	《所定様式》

様式第

記　載　例

新規・更新

申請日は、記入しないこと。

一般廃棄物処理業許可申請書

年　　月　　日

（あて先）さいたま市長
○○　○○　様

現・さいたま市長名を記載すること。

住　所　さいたま市浦和区常盤６－４－４
氏　名　㈱□□産業　代表取締役○○○○
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号　048－829－1336

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第７条第１項　~~第７条第６項~~　の規定により一般廃棄物　収集運搬業　~~処　分　業~~

の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

「収集・運搬」にチェックを入れ、「荷下ろし」を○で囲むこと。

収集運搬業・処分業共通	事業の範囲	業の区分	■収集・運搬　□処分（　　） （荷下ろし・積替保管　）
		取り扱う一般廃棄物の種類	特定家庭用機器一般廃棄物 ただし、○○市内から排出されたものに限る。
	事務所設置場所等	所在地	○○市△△町３丁目４番５号
		名称、代表者の氏名及び電話番号	㈱□□産業　埼玉第一営業所 所長　与野一郎 電話　048－829－1338
処分業のみ記入	処理施設	中間処理施設（　　）	最終処分場
	処理方式		
	処理能力	t／日	容積　m³　面積　m²
	構造		

主たる事務所の案内図及び配置図

申請者名　㈱□□産業

1　名称及び所在地　埼玉第一営業所　○○市△△町3丁目4番5号

2　案内図

本社事務所の案内図及び配置図を作成すること。
ただし、実務上の主たる事務所が登記上の本店所在地と異なる場合には、実務上の事務所の案内図及び配置図を作成すること。

・　住宅地図等を切り取って貼ってもよい。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

案内図は、駅又は主要道路（国道、県道）から当該事業場までの道順を記載すること。
また、目印となる交差点及び建物等の名称も記載すること。

3　配置図

・　事務所を含む事業場全体の配置図とすること。
・　事務所を部分的に賃借している場合は、申請者が使用できる部分を明示していること。
（建物の一部を賃借している場合は、建物内部の配置図も作図し、申請者が使用できる部分を明示していること。）
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

様式第１号

欠格要件に該当しない者である旨の申出書

年　　月　　日

申出日は、記入しないこと。

（あて先）さいたま市長

○○　○○　様

現・さいたま市長名を記載すること。

住　所　さいたま市浦和区常盤６－４－４
氏　名　㈱□□産業　代表取締役　○○○○
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルのいずれにも該当しない旨を申し出ます。

番号	役職名	氏　名	本　籍　地
	生　年　月　日		住　所
1	代表取締役	○○　○○	○○市○○町○丁目○○番地
	S○○.○○.○○		○○市○○町○丁目○○番地
2	取締役	○○　○○	○○市○○町○丁目○○番地
	S○○.○○.○○		○○市○○町○丁目○○番地
3	取締役	○○　○○	○○市○○町○丁目○○番地
	S○○.○○.○○		○○市○○町○丁目○○番地
4	取締役	○○　○○	○○市○○町○丁目○○番地
	S○○.○○.○○		○○市○○町○丁目○○番地
5	監査役	○○　○○	○○市○○町○丁目○○番地
	S○○.○○.○○		○○市○○町○丁目○○番地
6	株主	○○　○○	○○市○○町○丁目○○番地
	S○○.○○.○○		○○市○○町○丁目○○番地

本籍地と住所の両方を必ず記載すること。

申請者、法定代理人の他、すべての役員（監査役、５％以上の株式保有者又は出資者等を含む。）及び政令使用人について記載すること。

役員等の個人印を押印すること。

様式第３号

事　業　計　画　書

申請者名　　㈱□□産業

１　取り扱う一般廃棄物の種類及び収集予定量等

種　類		積替え保管 除く	積替え保管 含む	排出事業所等数	収集予定量
ご　　み					
①	特定家庭用機器一般廃棄物	○	―	○○　件/月	○○○　台/月
し　　尿		―	―		
浄化槽汚泥		―	―		
その他（　　）					

排出者数及び収集予定台数の見込みを記載すること。

特記事項

記載例のとおり、排出元の市町村名を必ず記載すること。

特定家庭用機器一般廃棄物は、○○市内から排出されたもののみを取り扱う。

２　取り扱う一般廃棄物の排出工程及び分別収集計画

（取り扱う一般廃棄物がどのような事業者等から排出されるのか、また、どのような分別区分で収集を行う計画であるか、類型化してフロー図を作成して明らかにすること。）

排出者の区分　→　分別区分　→　運搬先及び運搬先での処理方法等

○○市内の一般家庭　→　特定家庭用機器一般廃棄物　→　さいたま市内指定引取場所に搬入

運搬先

・さいたま市桜区上大久保１０１２
　森田運送株式会社　首都圏営業所
・さいたま市岩槻区上野５－２－１９
　日通埼玉運輸株式会社　岩槻取扱所
・さいたま市見沼区馬込深作２－２６－１
　ＳＢＳ即配サポート株式会社　岩槻デポ

記載例のとおり、排出元の市町村名を必ず記載すること。

様式第５号

事業の用に供する施設一覧

申請者名　　㈱□□産業

１　市内事業場（事務所、営業所）

名称及び所在地	電話及びＦＡＸ番号	管理責任者氏名

車両保管場所の土地の保有区分（所有又は賃借の区分）を記載すること。

２　車両保管場所（申請業務で使用するものに限る。）

所在地	保管台数	洗車設備	土地区分
①　○○市△△町３丁目１２３番地外○筆	○○台		自社所有
②　○○市□□町４丁目４５６番地外○筆	○○台		賃借

３　収集運搬車両（申請業務で使用するものに限る。）

車両の型式	使用台数	市施設搬入台数	備考
じんかい車			
コンテナ車	１　台	０　台	特定家庭用機器一般廃棄物運搬用
キャブ車	１　台	０　台	特定家庭用機器一般廃棄物運搬用
ダンプ車			
バキューム（糞尿）車			
その他（　　）			

使用台数の欄には、車検証に記載されている車体の形状ごとに、申請業務で使用する台数を記載すること。
市施設搬入台数の欄には、「０台」と記載すること。
なお、備考欄には、車両の用途を記載すること。

４　積替え保管場所（積替え保管を申請する場合に限る。）

所在地	保管する一般廃棄物			土地区分
	種類	面積	保管方法	

車両保管場所の案内図及び配置図

申請者名　㈱□□産業

1　所在地　○○市○○町○丁目○○番地　外○筆

代表地番を記載するとともに、合計筆数が確認できるように、「外○筆」と記載すること。
また、車両保管場所が主たる事務所と同じ場所であっても、それぞれ作成すること。

2　案内図

本市の許可業務に使用する車両保管場所すべて（市外の車両保管場所を含む。）について作成すること。
保管場所が複数ある場合は、保管場所ごとに作成すること。

・　住宅地図等を切り取って貼ってもよい。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

3　配置図

案内図は、駅又は主要道路（国道、県道）から当該事業場までの道順を記載すること。
また、目印となる交差点及び建物等の名称も記載すること。

・　車両保管場所を含む事業場全体の配置図とすること。
・　収集運搬車両の保管台数分の駐車区画を１台ごとに明示していること。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

※　車両保管場所の全景を撮影した写真をＡ４用紙に貼付して提出すること。
※　３ヶ月以内に撮影したものを添付すること。

様式第６号

一般廃棄物収集運搬車両一覧

申請者名　㈱□□産業

一般廃棄物の種類（　廃家電品　）

番号	自動車登録番号	形状及び型式	積載量	保有区分	運搬する廃棄物
1	大宮○○○あ○○○○	キャブ KL-○○○○○○	○○○○kg	所有者	特定家庭用機器 一般廃棄物
2	大宮○○○あ○○○○	コンテナ KK-○○○○○○	○○○○kg	所有者	特定家庭用機器 一般廃棄物
3	大宮○○○あ○○○○	キャブ KK-○○○○○○	○○○○kg	使用者	特定家庭用機器 一般廃棄物
4	大宮○○○あ○○○○	コンテナ PB-○○○○○○	○○○○kg	使用者	特定家庭用機器 一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬車両の写真

No.　廃家電品　1

1　自動車登録番号　　大宮○○○あ○○○○

廃家電品１、廃家電品２…　と
前項の記載順に通し番号を記載すること。

2　収集運搬車両の写真（斜め前）

・　車体全体が写っているものであること。
・　ナンバー、車体表示及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
・　車両側面の４辺すべてが写っているものであること。
・　申請日以前３ヶ月以内に撮影したものであること。
・　写真のサイズは、概ねたて８ｃｍ、よこ１２ｃｍ以上とすること。

3　収集運搬車両の写真（斜め後ろ）

・　車体全体が写っているものであること。
・　ナンバー、車体表示及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
・　車両側面の４辺すべてが写っているものであること。
（例：左斜め前から撮影した場合は、右斜め後ろの写真を貼付すること。）
・　申請日以前３ヶ月以内に撮影したものであること。
・　写真のサイズは、概ねたて８ｃｍ、よこ１２ｃｍ以上とすること。